

基本計画部会第4ワーキンググループ会合（第13回） 議事概要

1 日 時 平成20年7月29日（火）16:30～17:40

2 場 所 中央合同庁舎第4号館4階 共用第4特別会議室

3 出 席 者

廣松座長、宇賀委員、榊委員、佐々木委員、椿委員、出口委員、堀江委員、松井委員
総務省（統計局）財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、
東京都、神奈川県、日本銀行

【事務局】

中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長、高木内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、
中田総務省政策統括官（統計基準担当）安田総務省政策統括官付調査官、
林総務省政策統括官付調査官

4 議事次第（1）「報告書（案）」について
（2）その他

5 議事概要

（1）「報告書（案）」について

ア 事務局から、資料に基づき、前回会合で了承された報告書骨子（修正案）をベースに作成した「報告書（案）」について説明が行われた後、審議が行われた。審議の際の主な意見は次のとおり。

【 - 1 行政記録情報の活用】

- ・ 税務データの活用に関して、「オーダーメイド集計の形態による」という表現を用いているが、府省等の業務記録の活用について「目的外利用」という表現を使用することはできないのか。
- ・ 「目的外利用」とは、統計調査の結果を二次的に目的外に利用することであるのに対し、ここの税務データの活用は、国税庁に、その保有している行政記録情報を統計作成に活用できるような形で集計してもらうものであり、両者は異なる。また、「目的外利用」はあくまで統計法上の概念であり、業務記録の活用に関しては適用できない。

【 - 2 民間事業者の活用の在り方】

「活用による効率化等が見込める場合」の記述の必要性

民間事業者の活用に対する姿勢が全体として消極的な印象を受けるが、今後10年先を見通した場合、統計作成に係る予算や人員について現行の水準を維持できるとは限らないことから、積極的に民間事業者を活用することが必要であり、「活用による効率化等が見込める場合」という活用の条件的な記述は削除すべきである。

民間事業者の履行能力等について

- ・ 民間事業者の履行能力に関する記述については、より客観的なものとするため、民間事業者が調査員調査を実施した場合の一般的な回収率を、その背景を加えた上で記載すべき。

- ・ 最近の国の統計調査では、異業種間の業務提携により広域的な調査業務の実施の動きも出てきているため、民間事業者の履行能力に関する断定的な記述は適当ではなく、当該記述は全て削除すべき。
- ・ 既存の民間事業者の履行能力を記述するのであれば、これと併せて、政府方針への対応として民間事業者側での新たな事業形態の動きが出てきていることも記述することが公平な扱いである。

民間事業者の活用の課題（官と民の連携）

- ・ 9頁の民間事業者の活用の課題として列記されている事項のうち「官と民の連携」については、官が民を指導する立場にあることが分かるよう「官と民の役割分担の在り方」という表現に変更すべき。
- ・ 統計の品質を確保するためのプロセス管理を実施していく上では、官と民によるパートナーシップの関係が重要であり、「役割分担」との表現ではその関係が弱くなってしまう。

回収率等について

- ・ 10頁の品質に関する目標としての「回収率」等については、その水準設定が難しいこと等を勘案し、回収率等の前に「前回調査等の実績を踏まえた」という文言を追加すべき。

統計調査の実施プロセスの管理方法

- ・ 12頁の「統計調査の実施プロセスの管理方法については、これまで関係府省においても十分な検討が行われていない」と断定する現状認識は必ずしも適切ではないことから、「十分な検討が行われていないものがみられる」などの表現に変更すべき。

イ 上記アの審議結果等を踏まえ、議論となった点については、以下の方向で報告書（案）を修正することにより本ワーキンググループ（以下「WG」という。）の報告書として了承され、表現振り等の詳細については座長に一任することとされた。

また、本WGの報告書については、所要の修正を行った上で審議協力者等に送付するとともに、8月20日に開催される基本計画部会において、座長から報告されることとなった。

- ・ 府省等の業務記録の活用の際に、「目的外利用」という用語は使用しない。
- ・ 9頁及び12頁の「活用による効率化等が見込める場合」は削除。
- ・ 9頁の現状における民間事業者の履行能力の箇所に、「新たな事業形態の動きもある」旨の文言を追加。
- ・ 9頁の「官と民の連携」、10頁の品質に関する目標の設定に関する記述は原案のとおり。
- ・ 12頁の統計調査の実施プロセスの管理方法については、の文章に「必ずしも」という文言を追加。

（2）その他

WG報告書の了承により本WGの議論は本会合で終了となったため、廣松座長、中島室長及び中田政策統括官から、本WGの審議終了のあいさつがあった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>